

水産物保管緊急支援事業の活用に係る Q&A（事業主体用）

● 目 次

【問 1】事業スケジュールはどうなっているのか。·····	1
【問 2】過去 3 年（令和 4 ~ 6 年度）の間の米国への輸出実績はどのように確認をするのか。·····	1
【問 3】輸出実績について、事業主体が直接輸出したもののみが輸出実績となるのか。·····	1
【問 4】「入庫日から 1 か月を経過したもの」についてはどう確認するのか。····	1
【問 5】「米国への輸出向けのもの」についてはどう確認するのか。（補助金額の考え方。）·····	2

【問 1】

事業のスケジュールはどうなっているのか。

【答 1】

「水産物保管緊急支援事業 執行フロー」及び「執行カレンダー」を御確認ください。

なお、事業実施期間後、まとめて証拠書類等を御提出いただきますと処理期間が限定され、事務処理誤りの原因になることから、事業活用の意向がある場合、可能な限り月ごとに証拠書類等を御提出いただく等、円滑かつ適正な事務処理に御協力いただきますようお願いします。

【問 2】

過去3年（令和4～6年度）の間の米国への輸出実績はどのように確認をするのか。

【答 2】

事業実施計画の承認申請の際に御提出いただく「輸出実績確認シート」をもって確認します。

なお、本県においては毎年、輸出実態調査を行っており、当該調査時に御報告いただいている金額と相違がないようにしてください。（現在、令和5年度分の輸出実績に係るものまで調査済み。令和7年度に令和6年度の実績を御報告いただきます。）

【問 3】

輸出実績について、事業主体が直接輸出したもののみが輸出実績となるのか。

【答 3】

米国へ輸出したことを確実に証明できるのであれば、輸出商社等を通じて、輸出した水産加工品も輸出実績となります。

【問 4】

「入庫日から1か月を経過したもの」についてはどう確認するのか。

【答 4】

冷蔵倉庫業者から事業主体あてに提出のあった当該月分の請求書の入庫日から確認します。この考え方については「請求書における補助対象経費の考え方」を御確認ください。

【問5】

「米国への輸出向けのもの」についてはどう確認するのか。(補助金額の考え方。)

【答5】

加工した水産物についてはその時々の情勢により、輸出先国が変わることもあるので、水産加工品を保管している時点では「米国への輸出向けのもの」かどうかを判別するのは不可能と考えています。

このことから、以下の考え方に基づき、補助金額を決定します。

補助金額の考え方

計画協議時に、冷凍保管料の請求書（挙証書類）と併せて、米国向け以外の輸出用水産物を含めた冷凍保管料の実績額を報告させ、当該金額に以下の計数を乗して、事業主体ごとに補助上限額を設定する。

【冷凍ブリのみの場合】

〈係数の設定〉

$$\frac{(\text{R6 年度 各事業主体における冷凍ブリの米国向け輸出額})}{(\text{R6 年度 各事業主体における冷凍ブリの全体輸出額})} = \underset{\substack{\text{係数} \\ \bullet\bullet\% (0.\bullet\bullet)}}{\bullet\bullet\% (0.\bullet\bullet)}$$

〈係数を用いた上限額の設定〉

$$\text{事業主体からの提示のあった実績額} \times 0.\bullet\bullet \times 0.5 \text{ (補助率)} = \text{上限額}$$

$$\left. \begin{array}{l} \cdot \text{重量} \times \text{単価} \times \text{月数} = \text{実績額。} \\ \cdot \text{令和7年8月1日～令和8年2月28日の間で1か月を除くものに係る冷凍保管料。} \end{array} \right\}$$

その後、実績報告時に、冷凍保管料の請求書（挙証書類）と併せて、米国向け輸出用水産物に係る実績額（事業主体の自己申告に基づく実績額）を報告していただき、補助上限額と実績額を比較して低額な方を補助対象経費として採用し、当該経費を「米国への輸出向けのもの」とみなします。